

## 13 東京学芸大学大学院学則第 20 条ただし書の適用に関する内規

(平成 10 年 7 月 22 日制定)  
最近改正 (施行) (20. 6. 25)

- 1 東京学芸大学大学院学則第 20 条ただし書に規定する在学期間の特例 (以下「在学期間の特例」という。) の適用に関しては、この内規に定めるところによる。
- 2 「優れた研究業績を上げた者」とは、次の各号の 1 に該当する者とする。
  - (1) 博士の学位を既に有しており、かつ、現在の専攻分野における研究の成果が優れている者
  - (2) 当該講座で申し合わせた「課程修了による博士の学位論文審査申請時に求める基準」を超える研究業績を有し、かつ、現在の研究の成果が優れている者
  - (3) 前 2 号と同等以上の特に優れた研究の成果を有すると認められる者
- 3 主指導教員は、指導学生について、在学期間の特例の適用を受けようとする場合には、在学期間特例適用申請書 (様式第 1) により、入学時から第 2 年次の 9 月 10 日までの間に研究科長に願出するものとする。
- 4 研究科長は、前項の願出があったときは、東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科委員会 (以下「研究科委員会」という。) の議を経て、審査委員会を設置し、在学期間の特例の適用についての審査を付託するものとする。
  - (1) 審査委員会は、当該講座代表者会議が選出した委員 (主指導教員を除く) 5 名をもって構成する。
  - (2) 審査委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。
  - (3) 審査委員会は、委員の 3 分の 2 以上の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。
  - (4) 前号の議決においては、出席委員の 3 分の 2 以上の賛成を必要とする。
  - (5) 審査委員会は、必要に応じて、主指導教員等を出席させ、説明を求め、意見を述べさせることができる。
- 5 審査委員会の委員長は、審査結果を原則として審査の付託を受けてから 2 か月以内に在学期間特例適用審査結果報告書 (様式第 2) により研究科長に報告しなければならない。
- 6 研究科長は、前項の報告に基づき、研究科委員会の議を経て、在学期間の特例の適用の可否について認定する。

### 附 則

この内規は、平成 10 年 7 月 22 日から施行する。

### 附 則

この内規は、平成 20 年 6 月 25 日から施行し、平成 20 年 4 月 1 日から適用する。